

建設委員会議案説明資料

令和 7 年 6 月 5 日

件	名	頁
1	第 5 8 号議案 足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2

(都市建設部)

第 5 8 号議案説明資料

令和 7 年 6 月 5 日

件 名	足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内 容	1 概要 バリアフリー法の改正により、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が求められる中、都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、令和 4 年 3 月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの一部改訂が公表され、令和 6 年 6 月に当ガイドラインに基づく考え方を公園整備に生かしていくための留意点の解説本が発行された。 このことに伴い、誰もが利用しやすい公園づくりを進めていくため、本条例の一部を改正する。 2 改正内容 (1) 改正前 (第 4 条第 1 項第 1 号) イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とすること。 (2) 改正後 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とすること。<u>この場合において、当該車止めの接地部分から最上部までのいずれの部分においても、当該間隔の有効幅については、90 センチメートル以上とする。</u>

3 新旧対照表（案）

別紙 P 4 参照

4 今後の予定

公布は令和 7 年 6 月 6 日とし、同日から施行する。公園等の入口改修については、現地調査のうえ改修を進めていく。

（1）入口改修が必要な公園等

令和 7 年 5 月 8 日時点では、区内の約 5 0 0 か所の公園等のうち、最上部までの間隔が 9 0 センチメートル未満で、改修が必要な公園等の数は 6 0 園程度確認されている。調査結果については、8 月閉会中委員会で報告を予定している。

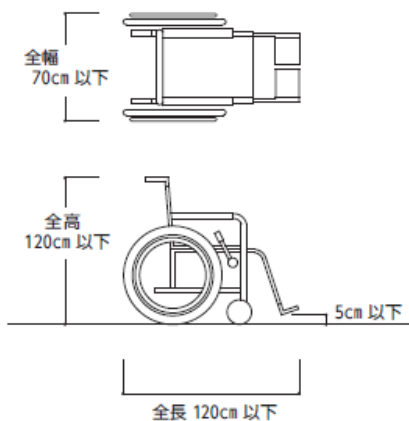
（2）今後の改修方針

令和 8 年度当初から予算要求し、3 か年程度で少なくとも各園 1 か所の入口は基準を満たすよう改修を進める。その際は園内のトイレや水飲み場等へのアクセスなど、利便性を考慮しながら改修箇所を選定し、入口改修を進めていく。

（参考）手動及び電動車椅子の J I S 規格

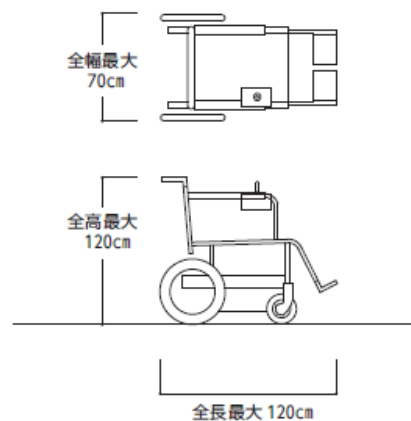
手動車椅子の寸法

(JIS T 9201 - 2016)

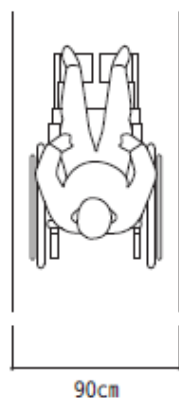


電動車椅子の寸法

(JIS T 9203 - 2016)



車椅子使用者が通行できる最低限



改正前	改正後
○足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 平成25年3月28日条例第27号 第1条～第3条 （省略） （園路及び広場） 第4条 （省略） （1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 _____ _____ ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。 第4条第2号～第14条 （省略）	○足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 平成25年3月28日条例第27号 第1条～第3条 （現行のとおり） （園路及び広場） 第4条 （現行のとおり） （1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。<u>この場合において、当該車止めの接地部分から最上部までのいずれの部分においても、当該間隔の有効幅については、90センチメートル以上とする。</u> ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。 第4条第2号～第14条 （現行のとおり） <u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>